

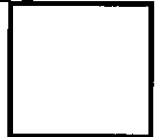
R F S 発 官 2 第 14 号  
令 和 3 年 2 月 26 日

原子力規制委員会 殿

青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1

リサイクル燃料貯蔵株式会社

代表取締役社長 坂本



使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の  
変更の認可申請の取下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 8 第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 22 日付け R F S 発 官 27 第 10 号をもって変更の認可申請し、平成 29 年 12 月 26 日付け R F S 発 官 29 第 7 号及び平成 31 年 3 月 19 日付け R F S 発 官 30 第 8 号をもって一部補正しました使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の変更の認可申請について、下記の理由により取り下げることと致します。

記

取り下げる理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の改正（平成 25 年法律第 82 号）及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）が一部改正（令和 2 年 3 月 17 日原子力規制委員会規則第 12 号）され、新規制基準及び新検査制度への適合のために大幅な申請内容の変更が必要となったため、申請中の使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の変更認可申請を取り下げる。

以上